



# 佐賀県公報

平成17年  
8月3日  
(水曜日)  
第 12638号

## 目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 公有水面埋立ての出願

- 道路の区域の変更

- " "

### 公 告

- (四一八・農山漁村課) 一
- (四一九・道路課) 二
- (四二〇・ " ) 三

- 伊万里市営土地改良事業西八谷掘地区土地改良事業施工同意
- 中村地区換地計画決定

### ○ 告 示

- (農地整備課) 三
- ( " ) 三

### ○ 佐賀県告示第四百十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、出願に係る書面及び関係図書を平成十七年八月三日から八月二十三日まで佐賀県農山漁村課、唐津土木事務所及び玄海町役場において縦覧に供する。なお、当該埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに佐賀県知事に対して当該埋立てについての意見書を提出することができる。

平成十七年八月三日

佐賀県知事 古川 康

一 免許を受けようとする者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

二 埋立区域及び面積

- (一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番一二及び町道外津二号線の地先公有水面
- (二) 区域 次の各地点のうち①の地点から⑩の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結ぶ春分の満潮位(DL+十二・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点(北緯三三度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒)から二一六度三五分四六秒八七五・六四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五三度〇一分一五秒二六・四六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三五一一度〇〇分四四秒一二・六八メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三四九度五六分五六秒一〇・一五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三四九度二五分二七秒二・八一メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三四九度二五分一四秒七・八九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から三五〇度五三分三八秒八・八七メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から八二度〇八分三九秒〇・七九メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三五二度二八分五三秒一・八九メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二六二度二六分三五秒一・〇〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五三度〇〇分五一秒一・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から八三度二四分二六秒八・二一メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三五五度二四分二〇秒一一・九三メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から三五七度二三分三七秒三・三八メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から〇度四四分〇九秒一九・五四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から三度五四分四七秒二・二七メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から四度二四分一五秒八・二一メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から四度一六分四九秒九・五四メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から一度一二分一六秒二・九五メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一度一二分一三秒一三・一八メートルの地点

(21)の地点  
(22)の地点  
(23)の地点  
(24)の地点  
(25)の地点  
(26)の地点  
(27)の地点  
(28)の地点  
(29)の地点  
(30)の地点  
(31)の地点  
(32)の地点  
(33)の地点  
(34)の地点  
(35)の地点  
(36)の地点  
(37)の地点  
(38)の地点  
(39)の地点  
(40)の地点  
(41)の地点  
(42)の地点  
(43)の地点  
(44)の地点  
(45)の地点  
(46)の地点  
(47)の地点  
20)の地点から三五三度三九分四秒一五・〇三メートルの地点  
21)の地点から三四四度五八分〇〇秒一一・〇九メートルの地点  
22)の地点から三三四七度〇七分三五秒二・五〇メートルの地点  
23)の地点から六六度一五分一秒〇・五六メートルの地点  
24)の地点から六六度一八分一秒〇・六〇メートルの地点  
25)の地点から二四六度一二分一九秒〇・九七メートルの地点  
26)の地点から三三六度四八分一六秒四・九九メートルの地点  
27)の地点から六六度一〇分二五秒〇・九八メートルの地点  
28)の地点から三三六度三〇分〇二秒二・五〇メートルの地点  
29)の地点から二四六度一二分二一秒〇・六五メートルの地点  
30)の地点から三三三度五七分一五秒四・九八メートルの地点  
31)の地点から三三五度三九分五一秒一〇・六九メートルの地点  
32)の地点から三三五度五分四八秒〇・八三メートルの地点  
33)の地点から三三四度五分五九秒二・八〇メートルの地点  
34)の地点から六三度〇五分四八秒〇・八三メートルの地点  
35)の地点から三三三度三五分五九秒二・八〇メートルの地点  
36)の地点から二四三度〇三分〇二秒一・〇〇メートルの地点  
37)の地点から三三三度五三分四九秒五・〇〇メートルの地点  
38)の地点から三三三度三九分二一秒一・〇〇メートルの地点  
39)の地点から三三三度一一分四〇秒二・五〇メートルの地点  
40)の地点から三三三度〇七分一三秒〇・八一メートルの地点  
41)の地点から三三一度三六分五一秒三・五六メートルの地点  
42)の地点から三三一度三九分二四秒七・三九メートルの地点  
43)の地点から三三一度九分五三秒一九・八〇メートルの地点  
44)の地点から三三一度九分五一秒三・五六メートルの地点  
45)の地点から三三一度九分五一秒三・五六メートルの地点  
46)の地点から三三一度九分五一秒三・五六メートルの地点  
47)の地点から三三一度九分五一秒三・五六メートルの地点

### 三 埋立てに関する工事の施工区域

- (一) 位置 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字野崎五一八二番八、五一八二番

一二及び町道外津二号線の地先公有水面

区域 次の各地点のうち①の地点から⑧の地点までを順次直線で結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結ぶ春分の満潮位（DL一二・六八

メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域  
点 佐賀県唐津市鎮西町串地内に設置された四等三角点（北緯三三  
度三〇分五八秒、東経一二九度五一分二四秒）から二一六度〇八

分四二秒八八二・二一メートルの地点

②の地点  
③の地点  
点

(三) 面積 一九三九〇・三五平方メートル

- 埋立て地の用途 公衆用道路

# 四 埋立て地の用途

## 公衆用道路

- 佐賀県告示第四百十九号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月三日から平成十七年九月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月三日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道路の区域				
	区間	変更前	変更後	幅員	延長
	後	後	メートル	メートル	
一般国道 111111号	唐津市浜玉町五反田字松本1〇 八一番一地先から 唐津市浜玉町五反田字水車1四 五〇番一地先まで 唐津市浜玉町五反田字松本1〇	唐津市浜玉町五反田字水車1四 八一番一地先から 唐津市浜玉町五反田字水車1四 五〇番一地先まで 唐津市浜玉町五反田字水車1四	四六・二 一・二・五 四六・二 七・〇	四六・二 九九五・一	一一一〇・〇 一一一〇・一
県道 鳥巣浜崎停 車場線	唐津市浜玉町浜崎字畠田1111七 番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字東町八八八 番一地先まで	唐津市浜玉町浜崎字畠田1111七 番五地先から 唐津市浜玉町浜崎字東町八八八 番一地先まで	前	六・五	一一〇・〇 一一〇・一

## ○△■

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年7月25日伊万里市営土地改良事業（基盤整備促進 区画整理）西八谷擄地区の施行に同意した。

平成17年8月3日

佐賀県知事 古川康

太良町長 百武豊から認可申請の太良町営土地改良事業（基盤整備促進）中村地区換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。

その区域を表示した図面は、平成十七年八月三日から平成十七年九月一日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年8月3日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

太良町営土地改良事業（基盤整備促進）中村地区換地計画書の写し

2 縦覧の期間

申購  
読料  
一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月三日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株古川総合印刷

平成17年8月4日から平成17年8月31日まで  
3 縦覧の場所  
太良町役場